

流山市市民投票条例素案の解説

(目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定に基づき、市民投票の請求及び実施について、必要な事項を定め、もって市民自治を推進することを目的とする。

本条例の目的を規定しています。

本条例は、流山市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定に基づき、市民自治の充実・強化のため、市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握し、その結果を尊重するための市民投票の実施及び請求について必要な事項を規定するものです。

【自治基本条例】

(市民投票)

- 第17条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。
- 2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。
- 3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。

(市民投票に付することができる事項)

第2条 自治基本条例第17条第1項に規定する流山市が直面する将来に係る重要課題とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意向を問う必要があると認められるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 法令の規定に基づき投票を行うことができる事項
- (2) 市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

市民投票に付することができる事項を規定しています。

自治基本条例第17条第1項の規定による「流山市が直面する将来に係る重要課題」とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意向を問う必要があると認められるものとしています。

具体的な内容については、その時々々の社会情勢等を踏まえて判断されるものであり、あらかじめ例示することは困難であることから、ここでは対象は広く捉え、概括的に規定しています。

ただし、次の事項については除外する規定を設けています。

- (1) 法令の規定に基づき投票を行うことができる事項
- ・日本国憲法に基づく地方自治特別法の制定に伴う住民投票
 - ・地方自治法に基づく議会の解散の請求や議員及び長の解職の請求
 - ・市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併協議会設置協議に伴う住民投票
- (2) 市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項
- 第2号は概括的な規定になっていますが、特定の個人又は団体を誹謗中傷したりするもの、特定の個人又は団体に対し利益を誘導するもの、専ら特定の地域のみに関わる事項で全市民の意向を確認する必要性が低い事項などが該当します。

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者であって、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

市民投票の投票資格者を規定しています。

自治基本条例第3条第1号では市民の定義を「本市の住民基本台帳に記録されている者」としていますので、本条例では投票資格者の「住所要件」、「年齢要件」、「国籍要件」を定めています。

・住所要件

引き続き3か月以上本市に住所のある者

住所要件を設けなかった場合、対象事項によっては市民投票を目的に住所を移す等の状況も想定され、その場合、市民の意思を確認するという本来の目的に支障をきたすことも危惧されます。

・年齢要件

年齢満18年以上の者

投票資格者となることによって、投票運動などで受ける精神的な影響なども考慮する必要があり、あまり低い年齢は適切ではないと考え、公職選挙法の規定に合わせています。

- 国籍要件

日本国籍を有する者

特別永住者

永住者

外国人の投票資格者については、日本での生活の基盤が確立していることに加え、市民投票の内容について十分に理解し、自らの意思で投票を行うために、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身につけている必要があることから、特別永住者及び永住者としています。

特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

永住者：素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則 10 年以上の日本在留など、一定の要件を満たし、永住許可申請をし、法務大臣から許可された外国人。

(市民投票の請求)

第4条 投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に請求に係る手続が開始されている場合には、当該請求に係る市民投票の手続が行われている間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、市民投票を請求することができない。

市民投票の請求について規定しています。

投票資格者は、その代表者（請求代表者）から、投票資格者総数の6分の1以上の連署をもって、市長に市民投票の実施を請求できるものとしています。

なお、第6条第1項の規定による申請の日以降、当該請求と同一・同旨の事項についての請求は認めないこととしています。

(請求の形式)

第5条 前条第1項の規定による請求に当たっては、市民投票に付そうとする事項（以下「市民投票事項」という。）が、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければならない。ただし、二者択一により難しいときは、3以上の選択肢から1つを選択する形式によることができる。

市民投票の請求の形式を規定しています。

市民投票制度は市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握し、その結果を尊重するためのものであることから、結果に様々な解釈の余地が生じないように、請求に当たっては、原則として、二者択一で賛否を問う形式によることとし、かつ、市民が容易に内容を理解できる設問とすることとしています。

どうしても二者択一により難しいときに備えて、3以上の選択肢による可能性を残しています。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により市民投票の実施を請求しようとする請求代表者は、規則で定めるところにより、市民投票事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添え、文書をもって請求代表者であることの証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票事項が第2条及び前条の規定に該当すること並びに請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該請求代表者に実施請求書を返付し、請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による請求代表者証明書の交付の日以後、投票資格者でなくなった者は、請求代表者であることができない。

4 市長は、第2項の規定により請求代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数を請求代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその理由を請求代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(1) 第1項の規定による申請が第4条第2項又は第24条の規定に該当するとき

(2) 第2項の規定による確認ができないとき

請求代表者となるための必要な手続などについて規定しています。

投票資格者が市民投票の請求代表者になるためには、規則で定める「請求代表者証明書」の交付申請に「実施請求書」を添え、市長に対し申請することとします。

市長は、請求内容が第2条及び前条の規定に該当し、請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、請求代表者証明書を交付し、その旨を告示します。その際、第1項の申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数を請求代表者に通知し、その旨を告示します。

なお、市民投票事項が、既に投票が行われたものと同様・同旨の事項であって結果が出てから2年を経過していない場合、又は第2項の規定について確認できなかった場合は申請を却下することとします。

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、署名簿に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、他の投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。

3 請求代表者は、前項の規定により委任したときは、直ちにその旨を文書をもって市長へ届け出なければならない。

4 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、他の投票資格者（請求代表者及び第2項に規定する委任を受けた者を除く。）に委任して、自己の氏名等（以下「投票資格者の氏名等」という。）を記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による投票資格者の氏名等は、第1項の規定による投票資格者の署名等とみなす。

5 前項の規定により委任を受けた者（以下「代筆者」という。）が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合には、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等を行わなければならない。

6 請求代表者（第2項の規定による委任を受けた者を含む。）は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、選挙の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間においては、署名等を求めることができない。

7 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から31日以内でなければ、これを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、同条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

請求代表者が行う市民投票の実施請求のために必要となる署名等の収集方法などについて規定しています。

署名等の収集は、請求代表者が署名簿に「市民投票実施請求書（写しでも可）」と「請求代表者証明書（写しでも可）」を添付することが必要となります。

また、請求代表者は投票資格者に委任して署名等を求めることができますが、その際、市長へ届け出ることが必要となります。

投票資格者が、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、他の投票資格者へ代筆させることができることとします。その際に署

名等の委任を受けた投票資格者は署名簿に署名等の代筆者として署名等をしなければならないこととします。

地方自治法に基づく直接請求の署名収集行為の制限に準じ、選挙と市民投票制度の適正な運用を期そうとする趣旨から、市内で選挙が行われるときは、一定期間、署名等の収集を禁止することとします。

署名等の収集期間は、請求代表者証明書の交付の告示があった日から31日以内とし、選挙により署名等の収集を禁止される期間があった場合は、その期間を除くこととします。

【地方自治法施行令第92条第4項】

地方自治法第74条第7項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前60日に当たる日
- 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前60日に当たる日のいずれか遅い日
- 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第6条の2の規定により都道府県が設置された日
- 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第90条第3項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日
- 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第7条の規定により市町村が設置された日
- 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第91条第3項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第1項の規定の適用がある場合には、同法第2条第1項に規定する市町村の合併の日）
- 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

(署名簿の提出等)

第8条 署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第7項の規定による期間満了の日（同項ただし書きの規定が適用される場合には、同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内に全ての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの。）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条に規定する署名審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1に満たないことが明らかであるとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

署名等の審査のための署名簿の提出等について規定しています。

請求代表者は、署名簿に署名等をした者の数が投票資格者の総数の6分の1以上の数になったときは、市長に対し、署名収集期間満了の日の翌日から5日以内に、全ての署名簿を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録された者であることの証明を求める必要があります。

また、署名簿に署名等をした者の数が明らかに投票資格者総数の6分の1の数に満たないときや、提出期間を経過しているときは、却下することとします。

(署名審査名簿の調製)

第9条 市長は、第6条第2項の規定による告示をしたときは、署名審査名簿（同条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により署名審査名簿を調製したときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、署名審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のある者は、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、当該異議の申出を受けた日から3日以内に当該異議の申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときにおいては当該異議の申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、並びにその旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないとして決定したときにおいては速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により署名審査名簿の調製をした後、当該調製の際に署名審査名簿に登録されるべき投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を速やかに署名審査名簿に登録しなければならない。

署名等の審査を行うための署名審査名簿の調製の方法、抄本の閲覧などについて規定しています。

市長は、第6条第2項の規定による告示をしたときに、請求代表者証明書の交付申請の日現在の投票資格者を登録した署名審査名簿を調製することとします。

署名審査名簿の抄本の閲覧は、投票資格者に署名審査名簿の登録に関し異議の申出の機会を与え、名簿の正確を期すことを目的としています。

署名審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に対し、異議の申出を行うことができることとします。

市長は、署名審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議に対する決定を行わなければならないこととします。

申出を正当と決定した場合は、異議の申出に係る者を署名審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知することとします。

申出を正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

市長は、本来、署名審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに署名審査名簿に補正登録することとします。

(署名等の審査)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を書面をもって証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 市長は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

4 署名簿の署名等に関し異議のある関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定により異議の申出を受けた場合においては、当該異議の申出を受けた日から14日以内に当該異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は第4項の規定による異議の全てについての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

市長に提出された署名簿の署名等の審査、縦覧、有効署名数の証明などについて規定しています。

提出された署名簿の審査方法、署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申出、有効署名数の告示の手続については、地方自治法の条例の制定改廃に関する直接請求の署名の審査等の方法に準じて規定しています。

署名審査の期間は20日以内とします。

署名簿の縦覧は、関係人に署名の効力決定に誤りがないかを検討してもらい、誤りがあれば修正の申出を行ってもらうことで署名の効力に正確を期することを目的としています。

縦覧に付された署名簿の署名等に異議のある関係人は、縦覧期間（7日間）内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に対し、異議の申出を行うことができることとします。

市長は異議の申出を受けたときは、その日から14日以内にその異議に対する決定を行わなければならないこととします。

申出を正当と決定した場合は、署名等の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知することとします。

申出を正当でないとして決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

市長は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、請求代表者に署名簿を返付しなければならないこととします。

（市民投票の実施等）

第11条 第4条第1項の規定による市民投票の実施の請求は、前条第6項の規定による返付を受けた日から5日以内に、第6条第2項の規定により返付を受けた実施請求書に前条第1項の規定により署名の効力を証明した書面及び同条第6項の規定により返付を受けた署名簿を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合、速やかに市民投票の実施の決定をしなければならない。

3 市長は、市民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、請求代表者及び議会の議長にその旨を通知しなければならない。

市民投票の実施の際の手續について規定しています。

請求代表者は、署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対して市民投票の実施の請求をしなければならないとしています。

市長は、市民投票の実施を決定したときは、その旨を直ちに告示するとともに、請求代表者及び議会の議長にその旨を通知することとしています。

なお、投票の実施に当たっては、適切な予算措置を講じます。

(投票日)

- 第12条 市長は、前条第3項の規定による告示があった日から起算して31日を経過した日から90日を超えない範囲において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により定めた投票日が本市の区域内で行われる選挙の期日と同一の日となったときは、投票日を変更しなければならない。
- 4 市長は、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定により定めた投票日に市民投票を実施することが著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該投票日を変更することができる。
- 5 市長は、前2項の規定により投票日を変更したときは、直ちに変更後の投票日を告示しなければならない。

市民投票の投票日について規定しています。

市民投票の投票日は、市民投票の実施を決定したことを告示した日から起算して、31日を経過した日から90日を超えない範囲において、市長が定めます。

告示については、市の議会の議員及び市長の選挙の期日（投票日）は、少なくとも投票日の7日前に告示しなければならないと規定されていることから、同じ内容としています。

市民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、市長は投票日を変更しなければならないことを定めています。

また、災害等で市民投票の執行に支障がある場合は、投票日を変更することができることを定めています。

(情報の提供)

- 第13条 市長は、市民投票を実施する際には、当該市民投票に関する必要な情報を市の広報その他適当な方法により市民に提供しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、正確性、公平性及び中立性の保持に努めなければならない。

市民投票に関する情報提供について規定しています。

市民投票は、市民自治の充実・強化のため、市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握し、その結果を尊重するためのものであることから、投票資格者が自らの意思に基づいて投票を行うには、市民投票に付された事項に対する関心を高めるとともに理解を深める必要があります。このため、市長は、投票資格者

が市民投票に関して十分に検討することができるよう、市が有する情報を整理し、広報その他適当な方法により情報提供を行う責務を定めています。

情報提供に当たっては、その内容が賛否いずれかに偏ったものにならないよう、正確性、公平性、中立性の保持に努めるものとします。

(投票運動)

第14条 市民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

市民投票における投票運動について規定しています。

投票運動は、公職選挙法に基づく制限がありません。

投票運動は、市民投票事項に対する投票資格者の理解を深め、投票資格者の間で議論を活発にすることにより、市民投票に対する投票資格者の関心を高めることが必要であることから、原則自由に行えるものとしています。

ただし、罰則まではいかないまでも、買収や強迫といった行為により、投票資格者の自由な意思を拘束するようなことや、投票資格者の投票行動を不当に干渉するようなことや、時間を問わず大音量で呼びかけを行うことにより、市民の平穏な生活環境を侵害してはならないという倫理規定を置くものとします。

なお、市民投票における投票運動であっても、刑法などの他の法令の規制や刑罰が適用されることがあります。

(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第2項の規定による告示の前日（投票資格者の年齢については投票日）現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿及びその抄本について準用する。この場合において、同条第4項中「3日以内」とあるのは、「投票日の前日まで」と読み替える。

投票資格者名簿の調製の方法、抄本の閲覧などについて規定しています。

市長は、市民投票を実施する場合は、投票日の告示を行う日の前日現在の投票資格者を登録した投票資格者名簿を調製しなければならないこととしています。

また、投票資格者名簿の抄本の閲覧については、署名審査名簿の抄本の閲覧及びその異議の申出について準用することとします。

なお、異議の申出の決定までの期間は、その申出のあった日から市民投票の投票日の前日までとします。

(投票所)

第16条 投票所（第19条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。）

は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日前7日（期日前投票の投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示日）までに、投票所を告示しなければならない。

投票所及び期日前投票所について規定しています。

投票所及び期日前投票所の設置場所については、市長が指定した場所に設けることを定めています。投票所については、公職選挙法の規定を参考に第11条第2項の規定による投票日の告示があった日から、投票日の7日前までに告示することとします。

(投票することができない者)

第17条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日（第19条第1項に規定する期日前投票にあつては、当該投票を行う日）において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

投票することができない者について規定しています。

投票資格者が投票を行うためには、第3条に規定する投票資格者であるとともに、形式的要件として、投票資格者名簿に登録されていることが必要です。

「投票資格者名簿に登録されていない者」とは、投票資格者名簿に全く記載されていない者をいい、投票資格者名簿に記載されている氏名や住所等が明らかに誤記と認められるような場合には、これには該当しません。

投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されるべき者でないとき（誤載者）は投票できません。

適法に投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者（投票の当日に市外に転出している者など）については投票できないことを規定しています。

(投票の方法)

第18条 投票は、一人1票とする。

2 投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、前項の規定による投票に当たっては、投票所において交付される投票用紙の選択肢から一つを選択し、当該投票用紙の所定の欄に○の記号を自書し、投票箱に入れる方法により投票しなければならない。

市民投票における投票の方法について規定しています。

投票の方法については、公職選挙法に基づく選挙と同様の投票方式を基本としています。

(期日前投票等)

第19条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。この場合において、当該点字は自書とみなす。

4 前条第3項及び第21条第3号の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

期日前投票、不在者投票、点字投票、代理投票ができることを規定しています。詳細は規則で規定します。

(開票所及び開票日)

第20条 開票所は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

市民投票の開票所及び開票日について規定しています。

(無効投票)

第21条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の記号を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

無効投票について、公職選挙法第68条第1項に規定する無効投票の内容に準じ、無効となる投票を例示的に列挙しています。

(投票結果の告示等)

第22条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該市民投票の請求代表者及び議会の議長に通知しなければならない。

投票結果が確定した場合の手続を規定しています。

市長は、投票結果が確定した場合は、直ちにその内容を告示するとともに、請求代表者及び議会の議長にその結果を通知しなければならないとしています。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに流山市公職選挙法令施行規程（昭和54年流山市選挙管理委員会告示第17号）の規定に基づき行われる本市の議会の議員及び市長の選挙の投票及び開票の例による。

本条例に定めるもののほか、市民投票の投票及び開票の手続が公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則及び流山市公職選挙法令施行規定の例によることを規定しています。

(再請求の制限期間)

第24条 第22条の規定により市民投票の結果について告示があったときは、当該告示の日から2年が経過するまでの間は、当該市民投票における市民投票事項と同一又は同旨の事項について第4条第1項の規定による請求を行うことができない。

市民投票に付した事項と同一・同旨の事項について、再度の請求を行うことができない期間を規定しています。

市民投票を実施した場合、よほどの状況や条件に変化がない限り、一旦示された市民の意向が大きく変わるということは考えにくく、自治基本条例第17条第2項に「市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するもの」と規定されていることから、尊重義務を果たすためにもある程度の期間が必要です。

また、制限期間を設けない場合、投票結果によっては、その結果に反対する請求が繰り返し行われることが懸念されます。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

必要な事項は規則で定めることを規定しています。